

## 令和3年度第6回公立大学法人滋賀県立大学役員会議事録

日時・場所：令和3年10月19日（火）15:30～16:30 評議会室

出席者：廣川理事長、青木副理事長、山根理事、安原理事、高橋理事、  
林理事、上原理事、元永監事

事務局：八里事務局次長、山田総務課長、高木財務課長、寺村経営企画課長、  
武田学生・就職支援課長、郡田教務課長、山中地域連携・研究支援課長、  
塚本参事、杉田課長補佐、藤居主幹

令和3年度第5回公立大学法人滋賀県立大学役員会議事録（案）は、原案どおり承認された。

### 議 題

#### （報告事項）

#### 1 彦根労働基準監督署からの是正勧告書等への対応について

山田総務課長から、資料に基づき報告があった。

〔主な意見・質疑等〕

次の点について質疑があり、八里事務局次長から説明があった。

- ・労働基準監督署から発出されている是正勧告書、指導票等の書類は、それぞれどのような関係にあるのか。  
→是正勧告書は法令違反事項について必ず是正をするように勧告するものであり、指導票は法令違反には当たらないものの改善措置を促すもの。また、「過重労働による健康障害防止について」は是正勧告書および指導票の記載事項のうち健康障害に関する事項がまとめられたものである。
- ・資料に様々な時間が記載されているが、それらはどのような関係にあるのか。  
→労働基準法の限度時間は月45時間、年360時間。36協定で合意しているのが月80時間、年600時間。労働基準法上の月限度時間は6回を限度に45時間を超えて特別延長をすることができることとなっており、36協定により年間で600時間を超過してはならないこととなっている。
- ・限度時間を超えた職員は何人いたか。また、限度時間を超えていない一般の職員の労働時間はどれ位か。  
→管理職を含めて、時間外・休日労働時間が80時間を超えた職員が4人、100時間を超えた職員が2人いた。最長は126時間だった。また、令和2年度の事務局職員の平均の時間外・休日労働時間は24時間だった。
- ・労働基準監督署の調査が入る前から労働時間の実態は把握されていたか。  
→実態は把握しており、令和3年度当初から職員増等の対策を採ってきたところである。

#### 2 令和4年度入学者選抜試験の日程について

郡田教務課長から、資料に基づき報告があった。

#### 3 令和3年度 卒業・修了者の進路内定状況等について

武田学生・就職支援課長から、資料に基づき報告があった。

#### 4 新型コロナウイルス感染拡大予防にかかる対応について

青木副理事長から、資料に基づき報告があった。